第2章 上位・関連計画の整理

第2章 上位・関連計画の整理

本計画を策定する上で留意すべき上位・関連計画の概要を以下に示す。

2-1 上位計画

(1) 松島町長期総合計画(平成28年3月策定)

【目的・位置づけ】

松島町が目指す将来像と、それを実現するための基本目標、基本目標別の主要施策を総合的かつ体系的に示し、今後の町政運営の指針となるものであり、松島町震災復興計画等を包含する町政における最上位の計画である。また、住民・事業者・町の「協働によるまちづくりの指針」となる。

本計画は、人口減少、少子高齢化、地域間格差などの社会経済情勢の変化や東日本 大震災をはじめ松島町をとりまく環境の変化、住民の価値観や観光客のニーズの変化 に対応すべく、平成28年3月に策定している。

長期総合計画の位置づけ

長期総合計画

震災復興計画

【各種個別計画】

まち・ひと・しごと創生総合戦略、地域防災計画、国土利用計画、 都市計画マスターブラン、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画、 高齢者福祉・介護保険事業計画、観光振興計画 他

【計画期間】

基本構想:2016年度(平成28年度)~2025年度(平成37年度) 10年間

(2025年(平成37年)将来目標人口:14,000人)

基本計画(前期):2016年度(平成28年度)~2020年度(平成32年度) 5年間 基本計画(後期):2021年度(平成33年度)~2025年度(平成37年度) 5年間

【理念・目標】

■基本理念: 「歴史・文化の継承と創造」

■将来像 : 「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」

■重点戦略: ①「定住」 ②「子育て」 ③「交流」

■基本目標 (六つ柱)

〇心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり ※基盤整備分野

土地利用/河川・港湾/公園・緑地/住宅/上水道/下水道/道路/公共交通/情報・通信

○人・まち・自然、ふれあい安らぐまちづくり 自然環境保全/公害/交通安全/消防・防災/防犯

〇心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり ※福祉・保健・医療分野 保健・医療/高齢者福祉・介護予防/児童福祉/障がい者(児)福祉/ボランティア/社会保障

○自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくり ※教育分野 学校教育/生涯学習/スポーツ振興/文化財保護

○おもてなしの心を育み、愛されるまちづくり ※観光、歴史・文化分野 国際観光/交流事業/文化遺産

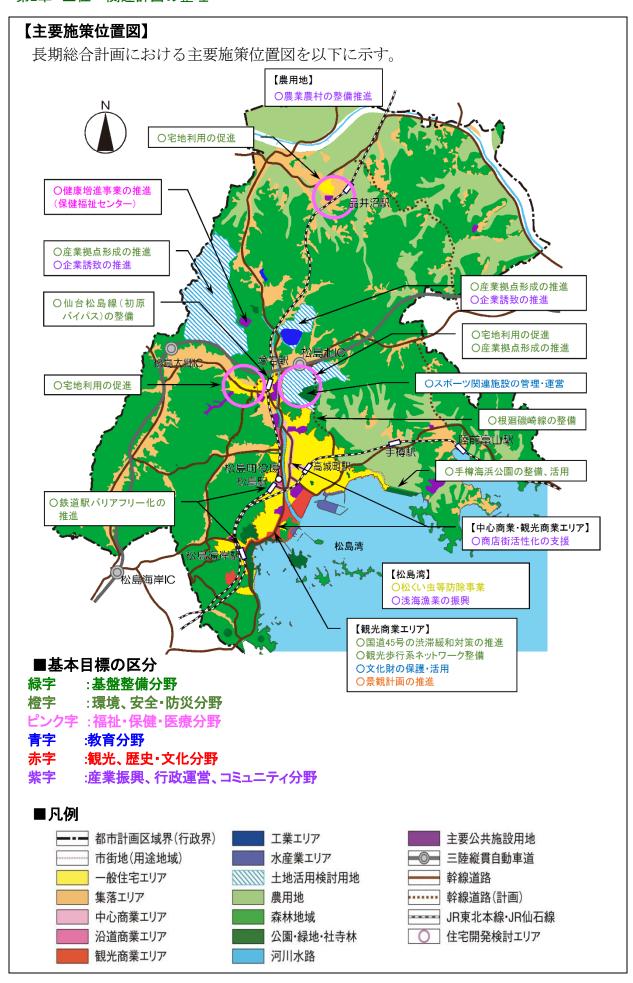
【主要施策】(基盤整備分野を抜粋)

六つの基本目標の中から、本計画に直接的に関連する基盤整備分野の主要プロジェクトを以下に示す。

■基盤整備分野の基本目標:「心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり」

基盤整備分野の主要プロジェクト

区分	目指すべき方向	主要施策
1.土地利用	人と自然が調和した住み心地の 良いまちを目指す	・宅地の利用促進 ・地域の特性に応じた土地利用の推進 ・民間開発事業の推進 ・産業拠点形成の推進 ・国土利用計画(第五次)の改定及び推進 ・都市計画マスタープランの改定及び推進
2.河川•港湾	快適に心地よくすごせる水辺空間 を保全・創出する	・河川愛護活動の実施 ・河川・港湾改修の促進
3.公園・緑地	安心して明るく元気にすごせる公 園・緑地空間を創出する	・都市公園事業の推進・手樽海浜公園の整備と活用・長松園・絆の森・治祐ヶ森・扇谷の整備と活用・公園施設長寿命化計画策定及び推進
4.住宅	自然環境に配慮した誰もが安心 して暮らせる住環境の形成を目指 す	・一般住宅耐震化の整備・住宅改修支援制度の活用・公営住宅長寿命化計画の策定及び推進・地域優良賃貸住宅の建設
5.上水道	良質な水の安定供給に努める	・水道施設更新・改良の整備 ・安全・安心な水の供給 ・水道業務の効率化
6.下水道	下水道施設の計画的な整備により快適で安全安心な生活環境を 保全する	・汚水処理施設の整備・雨水排水施設の整備・下水道施設の長寿命化対策の推進・合併処理浄化槽の設置促進
7.道路	運転者、歩行者の誰もが安全に 利用できる道路空間を形成する	・仙台松島線(初原バイパス含む)整備計画の策定及び推進 ・狭隘道路整備の推進 ・国道45号の渋滞緩和対策の推進 ・ウォーキングトレイル事業構想 ・街路整備の推進 ・町道整備の推進 ・国道整備の推進 ・国道整備の推進 ・地区交通計画の検討 ・道路施設の長寿命化対策の推進
8.公共交通	住民や松島を訪れる方の利便性 を高める公共交通ネットワークを 確立する	・町営バス運営の充実 ・鉄道駅バリアフリー化の推進 ・駅前広場の整備検討
9.情報•通信	時代に対応した情報通信網の充実に努める	・広報活動の充実・地域情報化整備



(2) 松島町国土利用計画(平成28年3月策定)

【目的・位置づけ】

国土利用計画法第8条の規定に基づき、松島町の区域における国土の利用に関して必要な事項を定めるものであり、宮城県国土利用計画(第五次)を基本とし、「松島町長期総合計画(基本構想)」に即して策定している。

総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、復旧・復興に係る進捗状況をはじめ社会情勢の変化等に対応するため、平成28年3月に松島町国土利用計画(第四次)を策定している。

【計画期間】

目標年次: 2025年(平成37年) (人口14,000人、5,200世帯 想定)

【理念・目標・方針】

■基本理念

「"集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島" の実現に向けた総合的かつ計画的な町土地利用の推進」

■基本方針

①町の重点戦略の実現に資する町土利用

● 「若者の定住の促進」、「地域の実情に応じた子育て支援」、「観光客と住民等の交流の促進」に資する町土の利用を図る。

②震災からの復興に資する町土利用

● 災害に強い町土づくりを推進し、防災機能の強化と地域コミュニティの維持及び強化に配慮 した町土利用を進める。

③町土の有効利用及び土地利用転換の適正化

●若者の定住促進の受け皿としての宅地需要については、低未利用地の有効利用を促進するとともに、森林、農地等からの転換は、妥当性・持続可能性をはじめ、生態系等自然、景観への影響を考慮し慎重な配慮のもとで計画的に行う。

④町土の質的向上

- 農地や森林等の自然的土地利用は、町の良好な景観構成要素であり、水源涵養など公益的機能を有する貴重な財産と捉え、農林業の生産活動の場として保全、整備を図る。
- ●住宅地や工業用地等の都市的土地利用は今後も需要が見込まれ、地域振興と自然的土地利用 維持の調和を図りながら、自然環境の保全、環境負荷の低減、歴史的風土の保存等に配慮し 計画的かつ快適な市街地の形成に努める。
- ●緑豊かな自然環境や歴史的風土等により構成される美しい景観を保全・継承するとともに、 町土の保全と安全性の確保に努め、健康的な暮らしを支える活動の場、精神的な豊かさやお もてなしの心を育める場を提供する。

(5) 移住定住、雇用創出・地域産業強化への対応

- 若者等の移住定住を促進するため、住宅確保の支援策を推進するとともに、子育て・教育支援策との連携など、全町的な社会政策を講じていく。
- 地域間連携を促進する道路網の強化、地理的優位性や恵まれた交通条件を生かした企業誘致 や産業誘致等により雇用の創出に努め、地域産業の競争力の強化や若者等の起業・創業の促 進に資する町土利用を図る。

⑥ 地域の均衡ある発展

●各地域の特性に十分配慮し、相互連携のもとで土地利用の活性化を図るとともに、交通網や 既成市街地や既存集落等の環境整備に努める。

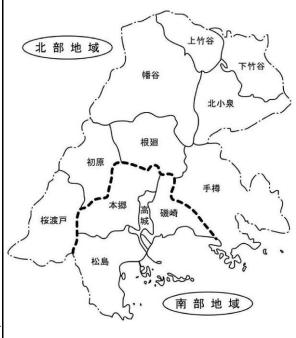
【区分別規模目標】

- "		農地		農地		農地			森林		原野	7.	水面∙河	川·水路	<u> </u>		道	路			宅	地		その	
区分		Ħ	畑		国有林	民有林	等		水面	河川	水路		一般 道路	農道	林道		住宅地	工業 用地	その他 の宅地	他	合計				
2014年 (平成26年)	1,012	869	143	2,784	156	2,628	12	310	32	221	57	285	218	67	0	312	219	0	93	641	5,356				
構成比	18.9%	16.2%	2.7%	52.0%	2.9%	49.1%	0.2%	5.8%	0.6%	4.1%	1.1%	5.3%	4.1%	1.3%	0.0%	5.8%	4.1%	0.0%	1.7%	12.0%	100.0%				
2025年 (平成37年)	998	862	136	2,561	156	2,405	12	310	32	221	57	289	222	67	0	545	231	220	94	641	5,356				
構成比	18.6%	16.1%	2.5%	47.8%	2.9%	44.9%	0.2%	5.8%	0.6%	4.1%	1.1%	5.4%	4.1%	1.3%	0.0%	10.2%	4.3%	4.1%	1.8%	12.0%	100.0%				

【地域別の方向性】

地形等の自然条件、行政区等の社会的条件を考慮して、南部地域、北部地域の 2 地域に区分し、それぞれの方向性を示している。

- 五大堂・瑞巌寺などを有する国際的な観光地としての松島地区、商業地である高城地区、漁業地域としての磯崎地区、文教地区である本郷地区により構成される。磯崎、本郷地区については区画整理事業等による住宅地が整備されている。
- 豊かな自然環境や美しい自然景勝を保全・継承 するとともに、運動公園等を広域的なスポーツ・ レクリェーションの場として活用を図り、既存住宅 地の良好な環境の維持・保全に努める。
- 市街地及びその周辺地域の交通利便性の高い 沿道部は、商業振興や地域社会の整備発展等 に応じた土地の有効利用に努める。
- 市街化区域内の低未利用地の有効利用と宅地 の適正誘導に努める。
- 松島駅・松島海岸駅は、バリアフリー化や駅舎の改築等を推進し、本町の表玄関としてふさわしい魅力と賑わいの創出に努める。
- 海岸及び沿岸地域は、護岸の復旧、生活基盤の整備を図り、地域水産業と漁業集落等の早期復興を推進する。また、避難道路、避難場所等の整備推進により安心して暮らせる町土利用を推進する。



- 品井沼干拓により肥沃な農地を持つ幡谷・上竹谷地区、吉田川沿いに農地が広がった低い丘陵地からなる下竹谷・北小泉地区、町の中央部を横断する三陸縦貫自動車道と市街地を縦断する国道45号から分岐し北に伸びる346号が交わる根廻地区、主要地方道の仙台松島線沿いに集落が点在する初原・桜渡戸地区、国道45号から主要地方道の奥松島松島公園線が伸び臨海地域である手樽地区から構成される。
- 森林地域については、町土の保全や水源の涵養等の公益的機能を考慮しながら、森林の保全管理 を計画的に推進する。
- 農業振興地域は、優良農地の保全・確保に努めるとともに、農地等の二次的な自然環境と田園景観の保全に配慮する。また、耕作放棄地など未利用農地の活用と新たな特産物の育成等、農地の高度利用に努める。
- 全域が市街化調整区域であるが、若者等の定住促進の受け皿として、地区計画制度などにより、周辺の環境と調和した居住空間の形成を図るとともに、生活道路の整備等を推進する。
- 手樽地区の海岸及び沿岸地域においては、護岸の復旧、生活基盤の整備、高台等への移転促進、避難道路等の早期整備に努め、安心して暮らせる町土利用を推進する。

北部地域

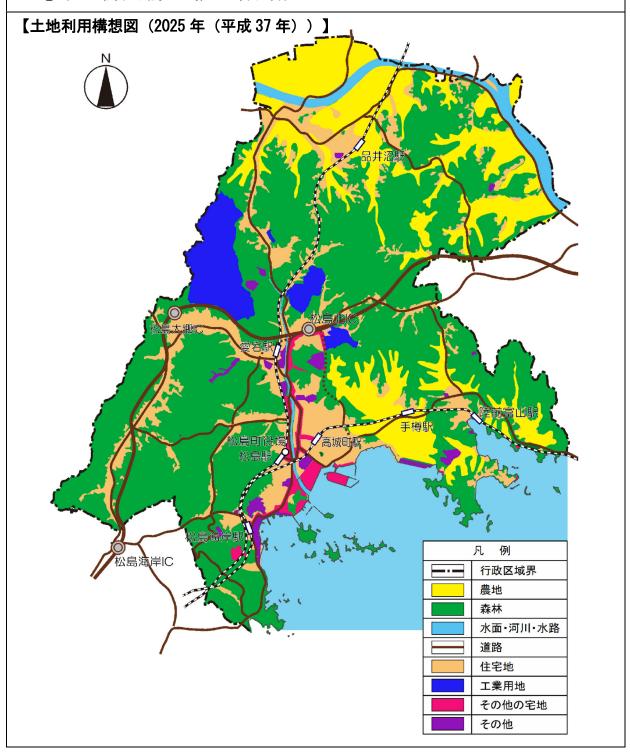
部

地

域

【目標達成に必要な措置】

- ①復興に向けた土地利用の推進
- ②土地利用関係法令等の適切な運用
- ③地域整備施策の推進
- ④町土の保全と安全性の確保
- ⑤環境の保全と美しい町土の形成
- ⑥土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化
- ⑦多様な主体との連携・協働による町土管理の推進
- ⑧町土に関する調査の推進と普及啓発



(3) 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成30年5月策定)

【目的・位置づけ】

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、都道府県が定める都市計画の総合的な方針で、仙塩広域都市計画区域^{※1} における都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を明示したものであり、都市計画を定める際の基本的な指針となる。

【計画期間】

目標年次:2035年(平成47年)

ただし、区域区分の方針等の目標年次は2025年(平成37年)

【都市計画区域の範囲】

■仙塩広域都市計画区域の範囲・規模

仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大衡村の6市4町1村



都市計画区域面積 88,934ha

【都市計画の目標】

■基本理念・基本方針

- ●内陸部への集約・移転により、まとまりのある良好な市街地の形成や防災性の向上が図られるまちづくり
- ●人口減少・超高齢社会においても都市圏全体として調和の取れたコンパクトなまちづくり
- 「宮城の将来ビジョン」に掲げる富県宮城の実現に資する活力あるまちづくり
- ●豊かな自然環境の保全とそれらと調和したまちづくり

■将来都市構造:「多核連携集約型都市構造」

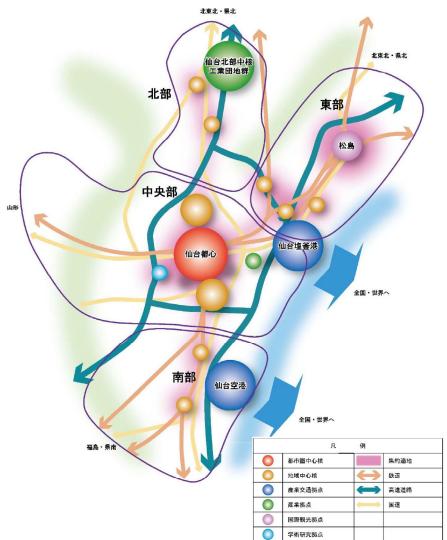
生活・交通利便性が高く、居住者が徒歩や自転車で移動できる範囲に都市機能の集積を図り、それぞれの中心地区と産業及び広域交通の各拠点が相互に連携、補完する都市圏の形成。

※1都市計画区域: 都市生活や機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき指定する区域のこと。

■都市圏の将来像(東部地域)

● 東部地域

概	ねの	範	囲	• 塩竈市、多賀城市、松	• 塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町						
将	来		像	特別名勝松島、鹽竈神社、多賀城跡等の歴史・文化資源、宮城県総合運動公園、県民の森等のスポーツ・レクリエーション資源を活かし、魅力ある国際観光拠点地域の形成を図る。							
				● 国際観光拠点	特別名勝松島、鹽竈神社、多賀城跡、 宮城県総合運動公園等						
主	な拠	点	等	• 地域中心核	塩竈市、多賀城市及び利府町の中心地 区						
				• 産業交通拠点	仙台塩釜港(塩釜港区)						



■区域区分の方針

【市街化区域のおおむねの規模】

	【巾街化区域のおおむねの規模】								
	現況	2025年							
	H29.3	(平成37年)							
都市計画 区域全体	27, 793ha	27, 983ha							
松島町	288ha	292ha							

【市街化区域編入予定地区】

市町村名	地区名称	開発目的	区域面積
松島町	明神	工業地、商業・業務地	約4ha

【市街化区域のおおむねの人口】

区域	現 況	2025年 (平成37年)	2035年 (平成47年)
市街化区域人口	1,395千人	1,404千人	1,396千人

【おおむねの産業規模】

	区分	現況	2025年 (平成37年)	2035年 (平成47年)
	製造品出荷額等	20,857億円	25,315億円	29,432億円
生産規模	小売販売額	15,144億円	13,397億円	12,104億円
况仅	卸売販売額	66,874億円	58,041億円	53,749億円

2-2 関連計画

(1) 松島町観光振興計画(平成25年3月策定)

【目的・位置づけ】

松島町では、平成 14 年 3 月に「松島町観光振興計画・寺町構想」を策定し、寺町構想を中心としたハード整備・ソフト展開に取り組んできた。

その後、「団体旅行」から「個人・グループ旅行」への変化や、テーマ性の強い体験型・交流型の旅行へのニーズの高まりなどに対応する必要性や、平成23年3月の東日本大震災発生以降、観光客入込数が大幅に減少したことへの危機感の中で、松島の復興、観光産業の復興を果たし、近隣市町のみならず東北全体の活性化を先導するという趣旨のもと、松島町観光振興計画を改定している。

【計画期間】

計画期間 : 10 年間 (2013 年度 (平成 25 年度) ~2022 年度 (平成 34 年度))

【観光振興の基本方針】

●基本理念~松島観光のメッセージ~

松島を思う人づくりから新しい松島の観光をPRし、「長い歴史を背景とし、つくりだされた自然美を心ゆくまで満喫できる景勝の地 松島(matsushima)」をじっくり、ゆっくり、心から満足していただけるような観光振興を進めるとともに、日本、世界へPRしていく。

●将 来 像

自然と歴史が紡ぎあう 誰かを連れてきたくなるまち

- ●松島町では、子どもから大人まで、幅広い年代の人が松島のファンになって地域 を何度も訪れ、自然、歴史、食、松島にくらす人々などの魅力ある資源を堪能 し、感動や充実感を得られる観光地を目指す。
- ●行政、事業者、町民それぞれがすべきことを実行することで、来訪者と松島にくらす人々の双方が、楽しみながら元気になれる観光地を目指す。

【松島観光の将来イメージ】

「町民誰もが松島を想う気持ちを高め、見た目も中身も美意識のあるくらしを実践し、観光事業者だけにとどまらず、子どもから大人まで、美しい松島の良さを享受し、みんなが自慢できる」、また「町民誰もが価値あるものを訪れる人に丁寧に伝えることができ、来訪者に松島でしか味わうことができない、悠久の刻の流れを体験し、美しい松島を満喫してもらう」

●キャッチフレーズ

美しい景観 美しいおもてなし 美しいくらし

【主要プロジェクトと施策一覧】

1. 「多島海の魅力を守り伝える」プロジェクト

大小の島々と奇岩が織りなす美しい風景を満喫できる多島海景観、瑞巌寺、五大堂などの歴史的資源などを守り活かすため、これらの資源をとりまく自然環境の保全や良好な景観の形成を推進する。

- ① 感性を揺さぶる自然景観の保全・育成
- ② 海の景色を楽しむ道と視点場づくり

2. 「ゆったり和む松島」プロジェクト

美しい景観やまち並みをゆったり観光してもらうことで、心から感動を与えることができることから、景観を生かして趣のある 演出を行い、しっとりと落ち着きのある松島の雰囲気づくりを推進する。

- ① 島並み・山並みに溶け込むまち並み景観の創造
- ② ゆっくり歩いて休める空間の施設整備
- ③ 巧みな演出による既存資源の魅力の向上
- ④ 花のあるまち並みづくりの推進
- ⑤ 落ち着きある雰囲気を守る交通環境の形成

3. 「松島の魅力を一丸となって伝える」プロジェクト

「観光客に気持ちよく帰ってもらう」ことを一番に掲げ、来訪者と町民との分け隔てない交流に着目し、地域一丸で来訪者をおもてなしするまちづくりを推進する。松島にくらす人々が来訪者におもてなしの気持ちで接する"松島を思う人づくり"を進め、「来てよかった」と思ってもらえる取組みを推進する。

- ① 町民の心温まる「おもてなし」の向上
- ② まち全体で歓迎する場所・雰囲気づくりと習慣づくり
- ③ 四季の松島を体感できるプログラムの充実
- ④ 幽玄な夜の松島とにぎわいの創出
- ⑤ 静まりかえった朝の魅力の再発見
- ⑥ くらしの中の隠れた魅力づくり

4. 「ご当地・松島の味創造」プロジェクト

ご当地の美味しい食べ物を期待して訪れる来訪者に、地産地消による「松島の味」と新しいメニューで松島ならではの美味しい食べ物を提供する取組みを推進する。

- ① 感動を呼ぶ松島の味づくり
- ②「松島の食」を堪能させる仕掛けづくり

5. 「町民のくらす楽しみを伝える」プロジェクト

「感動の共有」を促す仕組みづくりなどを進め、町民自らが情報発信を行うことにより、松島にくらす人々が松島を楽しみ、誇りに思い、来訪者が住みたくなる取組みを推進する。

- ① 松島での豊かなくらしの再発見
- ② 松島の魅力の本質を探究
- ③「感動共有」を促す仕組みの構築

6. 「世界を魅了し東北を先導する松島」プロジェクト

世界に誇れる国際観光地のブランドイメージを確立するとともに、災害時に来訪者を確実に守る防災機能の強化と、広域連携による東北の震災復興を先導する役割を果たす国際観光を推進する。

- ① 国際的な観光ブランドイメージの強化
- ② 多彩な情報発信と国際標準の受入れ体制の強化
- ③ 防災力の高い安全・安心の松島の形成
- ④ 松島に息づく歴史文化資源の継承と活用
- ⑤ 松島から始まり松島に終わる広域観光ネットワーク

7. 「『松島』から『matsushima』へ」プロジェクト

国内外の交流を通じて松島の魅力の情報発信をするとともに、戦略的なプロモーション活動を推進する。

- ① 世界の人々の憧れをかきたてるプロモーションの推進
- ② 地域連携による松島・東北の観光交流の促進
- ③ 双方向の情報提供の充実
- ④ 懐の深い松島めぐりの創成

8. 松島を支える人づくり・松島を牽引する組織づくり

町民自らが世界の人々を魅了するような松島の良さを発信し、既存組織が一体となって、本質を磨く人づくりを行い、先駆的な観光を牽引する組織づくりを推進する。

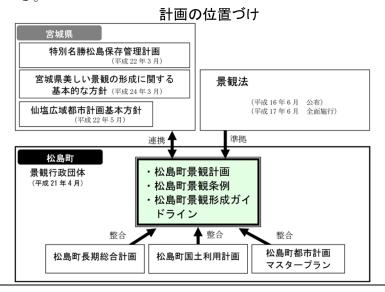
- ①観光を牽引する人づくりの推進
- ② 観光協会、商工会、行政などとの連携強化と機能強化

(2) 松島町景観計画 (平成26年3月策定)

【目的・位置づけ】

貴重な財産である松島の景観が、生活や環境の変化により急速に変わり、課題が顕在化してきた中、自然と歴史を持つ独自の景観を継承し、その魅力を更に高め地域の繁栄に結びつけるために策定された計画であり、良好な景観形成を図るための施策を総合的に推進するものである。

松島町は平成21年4月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成26年3月に当計画を策定している。



【計画期間】

計画期間:おおむね5年(地域の景観に関する意識の醸成や土地利用の状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しを検討する。)

【計画の区域】

松島町全体

【基本理念・基本目標・基本方針】

●基本理念 日本三景松島の景観の継承と創造

●基本目標 優れた自然環境を礎に、人々を魅了し 歴史・文化・暮らしを育む風格ある景観を形成する

基本方針1: 日本三景にふさわしい自然の造形美を保全・継承する

基本方針2: 松島のシンボルである歴史・文化的な景観を保全・創造する

基本方針3: 暮らしを育む市街地・集落の景観を保全・誘導する

基本方針4: 四大観や海岸からの眺望と沿道沿線からの眺めを保全する

基本方針5: 町民・事業者・行政の協働による参加型の景観づくりを推進する

